

○国家公安委員会規則第 号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第一項第三号、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十七条の六第二号及び第三十七条の六の二第一号並びに道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十一条の四の二ただし書の規定に基づき、運転免許に係る講習に関する規則及び運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年 月 日

国家公安委員会委員長 佐藤 勉

運転免許に係る講習に関する規則及び運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則（運転免許に係る講習に関する規則の一部改正）

第一条 運転免許に係る講習に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

運転免許に係る講習等に関する規則

第一条中「第九十七条の二第一項第三号ロ」を「第九十七条の二第一項第三号ハ」に改める。

第二条第一項第一号中「七十歳以上」の下に「七十五歳未満」を加え、同号の表二の項下欄中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。

第二条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者 次の表の上欄に掲げる受講者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるものであること。

区分	講習の基準
一 法第百一条の四第二項の規定により受けた認知機能検査（法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査をいう	一 運転者としての資質の向上に関すること、身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。

。以下同じ。）の結果について
道路交通法施行規則（以下「府
令」という。）第二十九条の三
第一項の式により算出した数値
が零以下である者であつて、当
該認知機能検査を受けた後コー
スにおける自動車等の運転をす
ることにより、加齢に伴つて生
ずる身体の機能の低下が自動車
等の運転に著しい影響を及ぼし
ているかどうかについて公安委
員会の確認を受け、当該影響が
ない旨の別記様式第一号のチャ

二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、視力検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。

三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査で視力検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。

四 認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。

五 一時間以上行うものであること。

<p>レンジ講習受講結果確認書の交付を受けたもの</p>	<p>二 一の項に掲げる者以外の者</p>
<p>一 運転者としての資質の向上に関する事、身体機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識について行うものであること。</p> <p>二 あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、自動車等、運転適性検査器材、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものであること。</p> <p>三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導を含むものであること。</p>	

- | | |
|--|---|
| | <p>四 認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること。</p> <p>五 二時間三十分以上行うものであること。</p> |
|--|---|

第二条第二項中「前項第一号」の下に「又は第二号に掲げる受講者の区分に応じそれぞれ当該各号」を加える。

第三条中「道路交通法施行規則（以下「府令」という。）」を「府令」に改め、同条第二号中「前条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加える。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条第一項中「第三十八条第十一項ただし書」を「第三十八条第十一項第一号ただし書」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（免許関係事務の委託）

第四条 府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定める免許関係事務は、認知機能検査とする。

2 府令第三十一条の四の二ただし書の国家公安委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当す

る者とする。

一 二十五歳以上の者

二 公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査に合格し、又は公安委員会が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者

別記様式第一号中「運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第1号」を「[「]運転免許に係る講習等

第1号

に関する規則第2条第1項 ^{に改める。}

第2号」

別記様式第二号中「運転免許に係る講習に関する規則」を「運転免許に係る講習等に関する規則」に改める。

別記様式第二号中「運転免許に係る講習に関する規則第2条第1項第1号」を「[「]運転免許に係る講習等

第1号

に関する規則第2条第1項 ^{に改める。}

第2号]

(運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部改正)

第二条 運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成十二年国家公安委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号の表の三の項中「課程」の下に「(法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者に対するもの)及び第一条第六号に掲げる課程(法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上七十五歳未満の者に対するもの)」を加え、同表の七の項を削り、同表の六の項を同表の七の項とし、同表の五の項を同表の六の項とし、同表の四の項を同表の五の項とし、同表の三の項の次に次のように加える。

四 第一条第三号に掲げる課程(法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十	三の項の中欄に掲げる教育事項	イ 自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。 ロ 自動車等の運転について必要な
---	----------------	---

五歳以上の者に対するもの）及び第一条第六号に掲げる課程（法第一百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者に対するもの）

知識に関する討議及び指導を含むものであること。

ハ 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査又は運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。

ニ 法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査の結果に基づく指導を含むものであること

と。
ホ 運転免許取得者教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者教育指導員一人当たり三人以下であること。

第四条第一号の表の備考中「四の項ハ、五の項ロ」を「五の項ハ、六の項ロ」に改め、同条第二号中「第一条第三号に掲げる課程及び同条第六号に掲げる課程のうち前号の表の七の項に規定するものにあつては、三時間以上」を「前号の表の三の項の上欄に掲げる課程にあつては三時間以上、同表の四の項の上欄に掲げる課程にあつては二時間三十分以上」に、「第一条第一号」を「同表の一の項の上欄」に、「同条第二号」を「同表の二の項の上欄」に改める。

第八条第一号中「六の項」を「七の項」に改め、同条第二号中「及び七の項」を「又は四の項」に改める。

別記様式第一号中「ハの項」を「イの項」に改める。

別記様式第二号中「三の歳及び七の歳」を「三の歳」に改める。
四の歳」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 道路交通法の一部を改正する法律による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第百一条の第三項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者であつて当該日が施行日から起算して六月を経過した日前であるものは、改正後の運転免許に係る講習等に関する規則（以下「新講習規則」という。）第二条及び第三条第二号の規定の適用については、新講習規則第二条第一項第一号に掲げる者とみなす。

3 施行日前に改正前の運転免許に係る講習に関する規則（以下「旧講習規則」という。）第二条第一項第

一号の表の一の項の確認を受けた者（新法第百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者であつて当該日が施行日から起算して六月を経過した日以後であるものに限る。）に対する新講習規則第二条第一項第二号の表の一の項の規定の適用については、同項中「法第百一条の四第二項の規定により受けた認知機能検査（法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）の結果について道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第二十九条の三第一項の式により算出した数値が零以下である者であつて、当該認知機能検査を受けた後コース」とあるのは「コース」と、「受けたもの」とあるのは「受けた者（当該確認を受けた日から起算して六月を経過しない者に限る。）」と、「認知機能検査の」とあるのは「法第九十七条の二第一項第三号イに規定する認知機能検査の」とする。

4 施行日前に都道府県公安委員会が行つた講習（新講習規則第四条第二項第二号の講習と同等以上の内容を有すると都道府県公安委員会が認めるものに限る。）を終了した者は、同号の講習を終了した者とみなす。

5 旧講習規則第六条第一項第二号に掲げる講習について同条第二項第四号に規定する審査に合格し、又は

国家公安委員会が指定する講習を終了した者であつて、都道府県公安委員会が指定する研修（施行日前に行われたものを含む。）を受けたものは、新講習規則第七条第一項第二号に掲げる講習について同条第二項第四号に規定する審査に合格し、又は国家公安委員会が指定する講習を終了した者とみなす。

6 新法第一百一条の三第一項の更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者であつて当該日が行日から起算して六月を経過した日前であるものは、改正後の運転免許取得者教育の認定に関する規則（以下「新認定規則」という。）第四条第一号及び第二号、第八条第二号並びに第九条第一項の規定の適用については、新認定規則第四条第一号の表の三の項の上欄に規定する者とみなす。

7 この規則の施行前に交付されたチャレンジ講習受講結果確認書、特定任意講習終了証明書及び特定任意高齢者講習終了証明書並びに運転免許取得者教育（更新時講習同等）終了証明書及び運転免許取得者教育（高齢者講習同等）終了証明書の様式については、新講習規則別記様式第一号、別記様式第二号及び別記様式第三号並びに新認定規則別記様式第一号及び別記様式第二号の様式にかかわらず、なお従前の例による。

（聴聞等の秩序維持に関する規則の一部改正）

8 聴聞等の秩序維持に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第一百七条の五第三項」を「第一百七条の五第四項」に改める。

（道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

9 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に、「同条第五項及び第十一項」を「同条第七項及び第十四項」に、「第一百七条の五第三項」を「第一百七条の五第四項」に、「第一百七条の五第九項」を「第一百七条の五第十項」に改め、同条第二号中「第九十条第三項」を「第九十条第四項」に、「第一百七条の五第九項」を「第一百七条の五第十項」に改める。

（運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部改正）

10 運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成十四年国家公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別表第二の二の表」を「別表第二の三の表」に、「別表第四第三号」を「別表第二の備考の

二の
115
」に改める。